委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成29年12月18日

1.執行機関の別	1: 都道府県知事·市区町村長等	
		市区町村長等
2.都道府県名	和歌山県	
3.市区町村名		
4.届出番号	3	
5.独自利用事務の事例番号	31-1	
6.届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/010600/02_gyosei/dokujiriyojimu/main.html	

執行機関名 和歌山県知事

地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務(法定事務に係るものを除く。)

1.準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
事務の名称	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定める もの	和歌山県営住宅条例(平成9年和歌山県条例第42号)による同条例第2条第1項 第2号に規定する準特定優良賃貸住宅の管理に関する事務であって規則で定め るもの
番号法別表第1の項	19	
番号法別表第2の項	31	
番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び の該当部分		和歌山県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する 法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1 第1知事項(3) 和歌山県営住宅条例(平成9年和歌山県条例第42号)による同条例第2条第2号 に規定する準特定優良賃貸住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの
事務の趣旨又は目的が規 定されている箇所	公営住宅法(昭和26年6月4日法律第193号)第1条	和歌山県営住宅条例(平成9年和歌山県条例第42号)第3条
事務の趣旨又は目的	第1条 この法律は、国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを <u>住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸</u> し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。	第3条 <u>住宅に困窮する低所得者に対して低廉な家賃で住宅を供給する</u> ため、県 営住宅を設置する。
独自利用事務の関連規範		和歌山県営住宅条例(平成9年和歌山県条例第42号) 和歌山県営住宅条例施行規則(平成9年10月9日規則第95号)